
山口県民生委員児童委員協議会

<団体概要>

・設立

昭和39年（1964年）4月1日

・設立目的

民生委員法第20条の規定に基づき、民生委員・児童委員を構成員とする組織「民生委員児童委員協議会」が一定区域ごとに設置されており、より広域に活動するための市町民生委員児童委員協議会を構成員とする連合組織であり、民生委員・児童委員活動の実践の発展を図ることを目的とする。

・事業内容

民生委員・児童委員活動の強化推進に関する調査研究や研修の実施、情報提供など

・構成団体

市町民生委員児童委員協議会

<重点目標>

- (1) さまざまな課題を抱えた人びとや親子に対する個別援助活動の充実を図る。
- (2) 地域の幅広い関係者と連携し、地域のつながり、地域の力を高める。
- (3) 民生委員・児童委員が行う地域福祉活動の充実を図る。
- (4) 児童委員制度やその活動への理解の促進を図る。
- (5) 地区民児協活動の活性化並びに民生委員・児童委員の資質向上に取り組む。
- (6) 「活動強化方策」を基に、地域の特性を踏まえた取り組みへの働きかけ、及び活動環境の整備を図る。
- (7) 「ふれあいのネットワークづくり運動」の推進及び継続のための研究協議に取り組む。

【実践申合せ事項】

- (1) 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針〔改訂第4版〕）」に沿った活動の推進。
- (2) 地域で生活し、支援を要する方への個別相談支援の充実を図るべく、近隣住民や福祉員、自治会長、老人クラブ員等との連携のもとに「ふれあいのネットワークづくり運動」の推進及び継続に向けての研究協議に取り組む。
- (3) 県・市町社会福祉協議会との連携を深め、「福祉の輪づくり運動」のさらなる推進に取り組む。
- (4) 課題を抱えながら周囲に助けを求められない人々や親子を早期に発見し、支援につながることで課題の深刻化を防止するために、幅広い人々や関係機関と連携・協働して取り組む。
- (5) 「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険制度、生活困窮者自立支援制度、こども基本法、障害者自立支援法、認知症基本法、孤独・孤立対策推進法など、福祉にかかる制度・施策・サービスについて研修を深め、生活困窮者、地域で孤立した人への支援に向けて、保健・医療・福祉に関わる関係機関・団体との連携強化に取り組むとともに、生活福祉資金の周知と活用の促進に取り組む。

- (6) 「共同募金運動」「歳末助け合い運動」の推進に対し積極的に協力する。
- (7) 地区民児協の組織体制の充実を図るとともに、地域福祉活動の展開、民生委員・児童委員の資質向上に向けた研修など、主体的な活動展開を積極的にすすめる。
- (8) 「活動強化方策」地域版策定により、意識すべき民生委員・児童委員としての基本や、活動、民児協活動を整理した上で今後の取組につなげる。
- (9) 「全国児童委員活動強化推進方策2017」に基づき、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動に取り組む。
- (10) 市町における「地域福祉計画」及び市町社協の「地域福祉活動計画」の策定に向けて、引き続き参画し計画の策定に取り組む。

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

山口県民生委員児童委員協議会 常任理事会、理事会において協議を行い、実践申し合せ事項及び要望事項を取りまとめた。

(1) 会 議

ア 常任理事会

- (ア) 期 日 令和6年5月21日(火)
- (イ) 会 場 山口市「山口県社会福祉会館」
- (ウ) 出席者 常任理事 9名

イ 理事会

- (ア) 期 日 令和6年6月18日(火)
- (イ) 会 場 山口市「山口県社会福祉会館」
- (ウ) 出席者 理事17名

(2) 協議内容

「住みたい地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくり」を目指して、住民の立場に立った個別相談援助活動をはじめ、見守りのネットワークづくり、児童問題・子育て支援に関わる取組を推進する。

また、民生委員・児童委員の資質向上のための研修体制の充実と、民児協組織・機能の強化を重点目標に定め、地域住民の基本的人権の擁護を根底に、常任理事会及び理事会で研究協議を行い実践申し合せ事項や要望を決定した。

2 要望事項

(1) 在宅高齢者への環境の整備

- ア ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、寝たきり高齢者、75歳以上高齢者のみ世帯等の援護対策の充実と認知症高齢者等の介護者への対策を図られたい。
- イ 高齢者の生きがいづくり・生涯現役社会づくりの推進、高齢者支援の充実強化を推進するために、「やまぐち高齢者プラン」に基づいた全県的な施策展開を図られたい。

(2) 児童環境づくりの充実強化

- ア 地域での子育て支援や養育支援の充実を図るべく、相談窓口の充実や子育てサロン、子育てサークル、子ども食堂の活動支援などの幅広い展開に対し支援を図られたい。

- イ 家庭及び学校生活の変化や災害などによるストレスや不安から子どもを守るための心のケアを図られたい。
- ウ 県全域において児童虐待や配偶者暴力（DV）の防止に向けた総合的な施策の展開に向けて支援を図られたい。
- エ 社会全体で子どもや子育て家庭を支えるため「やまぐち子ども・子育て応援プラン」に基づいた全県的な施策展開を図られたい。
- オ 市町における母子・父子家庭に対するサービス提供の充実強化を図られたい。
- カ 貧困等課題を抱えた親子や虐待を引き起している家族へ支援を図られたい。
- キ 学校との連携が必要であるため、教育行政についての主任児童委員研修を図られたい。
- ク 児童環境づくりの充実強化のため、子どもを守る地域ネットワークの形成への支援を図られたい。

(3) 在宅要支援障がい者（児）対策の充実強化

- ア 障害者総合支援法に基づくサービスの利用におけるケアマネジメントや苦情解決など、サービスを円滑に利用するための利用者支援の充実を図られたい。
- イ 障がい者（児）支援体制を総合的に構築するため、「やまぐち障がい者いきいきプラン」に基づいた全県的な施策展開を図られたい。
- ウ 障害者差別解消法の啓発を図られたい。
- エ 地域で生活する障がい者（児）に対して、相談窓口の充実やボランティアなどによる日常的な生活支援等の取組に対し支援を図られたい。
- オ 障がい者（児）の介護者に対する支援対策の充実を図られたい。
- カ 精神障がい者及び難病患者等への福祉施策の充実を図られたい。

(4) 地域福祉の総合的な推進

- ア 日常生活自立支援事業に係る低所得者に対する利用料の補助制度の整備を図られたい。
- イ 成年後見制度の円滑な運用がすすめられるよう、市町職員及び自治会役員への啓発と市町長申立ての取組促進について支援願いたい。
- ウ 市町における「地域福祉計画」及び市町社協の「地域福祉活動計画」の策定に向けて、民生委員・児童委員の参画が市町により格差があり、全県的な参画が図られるよう支援願いたい。

(5) 民生委員・児童委員活動の充実強化

- ア 民生委員・児童委員活動に必要な行政情報の提供に特段の配慮を図られたい。
- イ 民生委員・児童委員活動におけるICT活用を推進するために、ICT環境の整備のための支援を図られたい。
- ウ 民生委員・児童委員の資質向上のための研修事業の充実・強化の支援を図られたい。
- エ 組織的委員活動を一層強化するため、県・市町の連絡調整機能を有する連合民児協の設置・役割に関して、法令上の位置づけを図られたい。
- オ 民生委員・児童委員活動の推進強化を図るための活動費の支援を図られたい。
- カ 地域住民や関係機関に民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げ、なり手確保のために広報活動の充実を図られたい。
- キ ささまざまな課題を抱えた人びとや世帯に対する個別援助活動への支援を図られたい。